

報告事項

平成21年度における社団法人成年後見センター・リーガルサポートの事業については、次のとおり報告する。

平成21年度事業報告

第1 はじめに

設立当時の会員数は3,033名からスタートし、平成22年3月31日現在で会員数5,135名(内司法書士法人30法人)後見人等名簿登載者数3,306名(内司法書士法人21法人)と順調に成長した。また、外形的な規模のみならず、「高齢者・障害者の権利擁護と福祉増進への寄与」するための着実な歩みを進め、第三者後見人の選任率が年々高まる中、専門職団体のうち最も後見人等に選任されるなど実績を積み上げてきた。

そして、当法人は、平成21年12月22日で設立10周年を迎えたのである。

その4日前に当たる12月18日に日本司法書士会連合会(以下「日司連」という)と共同で「成年後見制度制定 社団法人成年後見センター・リーガルサポート設立10周年記念事業」を開催した。ここではこれまでの10年を振り返り、成年後見制度の課題を確認しこれからあるべき姿を展望し、それとともにリーガルサポートの果たすべき役割とこれから進むべき方向性を示すことができた。

何よりも印象深いのは、利谷信義東京大学名誉教授が基調講演にて「リーガルサポートという団体がなければ日本の成年後見制度の発展はなかったであろう。」との賛辞を頂いたことである。我々としては謙虚に拝受すべきではあるが、10周年の祝辞としてこのお言葉として頂いたことに自ら意識する以上に大きな役割を果たしてきたという感慨もひとしおである。

このように高い評価を得ることができたのは、ひとえに会員の真摯な執務姿勢、支部長をはじめとする支部役員の献身的な活動、そして日司連および各単位司法書士会のご理解と温かいご支援に負うところが大きいものと考えている。ここで、あらためて皆様に感謝と御礼を申し上げる次第である。

ただ、この10年においては喜ばしい出来事だけではなかった。何よりも残念なのは、数は少ないながらもごく一部の会員の問題事案があったことである。

利谷教授からは「成年後見制度を支えているものは、一般市民の制度に対する信頼である。これに応えるためには後見倫理の確立はもちろんのこと、公正・誠実で長期にわたる後見事務の実施体制が個々の後見人のもとで整えられていなければならない。」と指摘され、「ごく一部の後見人の不祥事によって簡単に市民の信頼をなくしてしまうことになり、専門家後見人を市民から遠ざけることになりかねない。」との苦言も同時に頂戴している。

当法人では、真摯に反省の上に立ち、新執務管理支援システムの再構築をはかり、業務報告書の提出率100%を目指して整備を進めてきた。また、倫理研修を必修化し、従来の講義形式のみならず、事前課題提出の講義形式、グループディスカッション形式を導入し、会員一人ひとりが立ち戻って自ら考えることを重視するなど組織全体として危機意識を共有するための試行が始まっている。

10周年を迎え、当法人に寄せられる期待と信頼が想像していた以上に大きいことを感じるとともに一方で重大な社会的責任を負っていると認識し、重大な会員の問題事案を絶無とする

ためのあらゆる方策を講ずる所存である。

第2 平成21年度重点事業執行状況

専門職後見人養成・指導監督事業

1. 研修システムの充実と名簿登載者の増加

新しく入会した司法書士が、成年後見事務に魅力を感じるとともにその責任の重大性をしっかり認識することは非常に重要である。そのきっかけとなるのは日司連等が主催する司法書士中央新人研修・ブロック新人研修であり各司法書士会が行う新入会者研修である。

昨年度は、より一層の日司連と連絡・連携を密にするため担当者会議を開催しその調整を図り、今年度以降の連携について検討を行ってきた。

また、新規登載及び名簿登載更新において倫理研修を必修とし、研修形式においても試行的にグループディスカッション形式や事前課題提出の講義形式を行い、今後の統一的な倫理研修のあり方を検討した。

さて、昨年度会員数は5,000名を超えたが、今後はよりいっそう「質」の充実に重点を置いた名簿登載者数の増加を重視し、研修DVDの配布などにより研修コンテンツを充実させ名簿登載者数の増加に努め、平成22年4月1日現在で後見人等候補者名簿登載者数は3,306名(内法人21法人)となった。

なお、会員数の推移詳細は、事業報告書別紙(1)「平成21年度正会員数推移表」記載のとおりであり、名簿登載者数の詳細は、事業報告書別紙(2)「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載者数一覧」記載のとおりである。

2. 執務管理支援の変革

法定後見事務に関する業務報告書は、会員は従来3か月ごとに提出義務があったところ、平成21年7月より6か月ごとに提出を求める運用を始めた。

また、会員の身近である支部において効果的・効率的に業務報告書の精査を行い、本部は支部を指導支援することによって会員の孤立化とその問題行為を防止するための「新執務管理支援システム」への移行について、移行済みの支部であった8支部以外の支部における完全移行を目指し、支部における執務管理支援の体制作りを支援した。具体的には、各ブロックにおいて「ブロック別執務管理委員会」を開催し、支部の執務管理担当者とともに本部の執務管理委員会の委員が業務報告書の精査を実際に行って具体的な精査方法とその注意点を伝え、またブロック会議においても「支部で行う業務報告書の精査・執務管理支援」に関するマニュアルを提供して、支部独自に業務報告書の精査と会員の執務管理支援を行えるように支援した。

これにより平成21年度において、38支部が「新執務管理支援システム」へ移行し都合46支部が移行完了し、これら移行支部を定期的に訪問し、執務管理事務の実施状況等の調査を行うことを開始した。

3. 支部本部間の情報交換の充実

当法人にとって会員の活動は活力の源泉であり、その会員と直接関わる支部と法人運営全般を担う本部とが情報の交流を積極的に行い共有化することが必要でそれにより一丸となった効果的な活動の展開が可能となることから、平成21年度も支部で行うメニュー事業への助成、ブロック会議(支部運営、会員執務管理支援等の協議会を通して支部における運営等の活性化を図る。) 支部本部連絡会議(本部と支部が当面する課題につき意見交換をすることで問題点や情報の共有化を図る。21年度は公益社団法人への移行に向けて新・新会計基準に則った新たな予算書策定の説明等を行った。) 支部への情報発信(会員通信の毎月1回発信、支部長間メールの活用、研修・財務担当者メーリングリストの創設など)を

行った。

法人後見・法人監督事業

当法人は、新成年後見制度施行以来、先駆的に法人後見・法人後見監督事業を行ってきたが、各界からその実施状況と蓄積されたノウハウは注目を集め、法人後見における本質的な「特質」「将来的可能性」「実施に向けての注意点」について発言を求められている。

現在、当法人では、法定後見では暴力等困難事案に、任意後見では法人による継続且つ安定した執務が要請される場合に限定して受託している。

21年度では、「後見監督マニュアル」を作成し支部へ配布した。また、法人後見事務担当者等を被保険者とする傷害保険加入の検討を行い、今後保険契約を締結する予定である。さらに、本部では法人後見・法人後見監督事業をいまだ実施していない支部に対しても関係機関から受託要請により受託できるよう予算計上を指導した。

成年後見普及啓発事業

1．制度改善・改正提言

成年後見制度制定10周年を迎え、21年度は「制度改善検討委員会」を新設し「医療行為の同意検討委員会」とともに成年後見制度に関連した重要課題について法改正を見据えた検討を行った。

具体的には、成年後見制度のあり方（グランドデザイン）を含む新たな提案の検討、の検討を踏まえ10周年記念シンポジウムの開催、財団法人民事法務協会主催「成年後見制度研究会」の委員として芳賀理事長出席、「医療同意法」（仮称）制定に向けた検討と「医療行為の同意についての中間報告書」の公表、に関連したシンポジウムの開催、である。

2．制度普及促進

平成21年12月18日日司連と共催で記念式典及び祝賀会を開催した。

基調講演（「成年後見制度の10年 - 成果と課題 - 」利谷信義東京大学名誉教授）、パネルディスカッション（「成年後見制度の課題と展望」コーディネーター新井誠筑波大学法科大学院院長）、記念式典、懇親会を行い、参加者総数218名であった。

3．高齢者虐待防止等に関する地域連携の促進

当法人は、高齢者・障害者等虐待防止委員会を立ち上げ、成年後見業務を通じて高齢者虐待の防止及び高齢者の養護者に対する支援の活動を行ってきたが、当該活動は、成年後見事務にとどまらずあらゆる司法書士業務に関連し、司法書士は法律専門職として司法書士界挙げて取り組むべきであることから、21年度は、当法人会員のみならず、日司連、司法書士会並びに全司法書士会員に向けた「司法書士・リーガルサポートと地域包括支援センター・高齢者虐待防止に関する提言書（案）」を策定した。

その他

1．公益認定対応事業等

当法人は、平成23年4月の公益社団法人への移行を目指し、公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する必要があるなどの公益認定の基準に適合する体制整備を行い、加えて定款および諸規則の改正案の検討を行ってきた。

具体的には改革対応委員会を中心に、総務部門において、法人の事業目的を公1「専門職後見人養成・指導監督事業」、公2「法人後見・法人後見監督事業」、公3「成年後見普及啓発事業」に整理・分類し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく定款及び諸規則の総点検を行い、その

改正案の検討を行った。

また財務部門においては、「経理的基礎」の内容としての財政基盤の明確化、経理処理・財産管理の適正性、情報開示の適正性の要件に適合しているかを点検し、具体的な対応として、本部及び大部分の支部に新しい会計ソフト「PCA 公益法人会計 V.10forSaaS」を導入し、本部および支部の会計担当者が円滑に操作できるよう説明会を開催し準備を進め、平成22年度予算の策定準備を進めた。

そして、本通常総会において、予算の承認、定款及び諸規則改正議案成立ののち公益社団法人への移行認定申請を内閣総理大臣に対し行う予定である。

第3 具体的事業報告

専門職後見人養成・指導監督事業

1. 研修等バックアップ体制の充実

(1) 研修システムの充実

研修に関する規定等の改正

研修のあり方について、単なる名簿登載のための研修規程ではなく、「定款第4条第1号及び同条第2号に定める後見人等の養成、財産管理事務、遺言執行事務遂行の適正確保を目的とする研修」としてその目的を明確にし、会員による後見事務等遂行の適正確保を目的とする研修、会員の質の向上をめざす研修へと研修規程の制度目的を変更した。

「研修規程」「研修実施要綱」「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程」及び「後見人等候補者名簿 登載・更新の手引き」の改訂を行った。

以上については、実質的に、昨年度作業は完了していたので、年度当初からの実施となった。支部に通知する等、改正点についての周知徹底をはかった。

支部研修等に対するバックアップ体制の充実

ア 全支部に対するアンケート調査の実施

全国の支部における研修の内容や研修実施体制等の実態を把握することによって、支部に対して本部がどのような支援をするべきなのか等について検討するため、詳細なアンケート調査を行った結果、全支部から回答があった。このアンケート結果については、LSホームページ（会員ページ）に掲載しているので参考にさせていただきたい。今後、このアンケート結果を踏まえて、本部のバックアップ体制を構築していく必要がある。

イ 本部から東京支部に委託して開催した研修会及びそのDVD収録。その他の研修会の一部についてもDVD収録。それらのDVDを全支部に送付。

本部から東京支部に委託して、名簿登載向けの研修会（12講義・18単位）、名簿登載更新向けの研修会（8講義・12単位）を企画し、開催してもらい、DVDとして収録し、それらのDVDを全支部に送付した。

その他、倫理研修や10周年記念シンポジウムについても、DVDとして収録し、それらのDVDを全支部に送付した。

今年度のDVDとして支部に配布した研修会の講義総数は、22講義、単位総数は、34.5単位であった。

ウ ブロック研修会への助成

岐阜県で開催された中部ブロックにおける研修会に本部として助成した。1ブロック10万円の助成金を交付することで、予算組みしていたが、研修を実施したのは、中部ブロックのみであった。今後どうするべきなのか検討を要する。

エ 支部研修会への支援（名簿登載研修及び名簿更新研修の基本的プログラムの作成）

今年度は、新入会者向けの研修プログラムの作成について検討した。日司連主催司法書士中央新人研修、ブロック会主催新人研修、司法書士会主催新入会者研修、LS支部主催研修の間で研修内容の重複防止と後見人として最低限の理解を確保するための研修の内容について検討した。ところが、前記アンケート調査の結果、入会者数が少ない等の理由から、司法書士会主催新入会者研修は全国の約3分の2で開催されていないことが判明し、新入会者向けの研修プログラムを作成しても、活用できる支部が少ないのではないかと疑義も出てきたため、再考することとなった。

オ 支部研修担当者対象のメーリングリストの設置

本部と支部の間で、また支部と支部の間での研修に関する情報交換を主な目的としてメーリングリストを設置した。

共通補助教材の作成等

昨年度の「法定後見ハンドブック(改訂版)」に引き続き、「任意後見ハンドブック(改訂版)」の配布をした(実質的に、昨年度完成していたものである)。

あらたに、「後見監督ハンドブック」を作成するために、研修委員会内に、後見監督ハンドブック検討小委員会を設置し、研修委員の一部のほか新たに委員を選任し検討を始めた。来年度中の完成をめざしている。

倫理研修が必修化されるとともに、講義形式の研修のみではなく、会員が主体的に考える研修をめざして、少人数グループによる事例検討ディスカッション形式の研修や事前課題提出を条件とする講義形式の研修など創意工夫した研修を開催できるよう支部に提案した。本部としては、その参考に供してもらうために、「倫理研修プログラム」を作成して支部に送付した。また今後、各支部において倫理研修の講師を育成するという課題を検討していく必要がある。

日司連との共同事業、協力関係の強化

日司連との共同シンポジウム(成年後見制度シンポジウム「第三者による医療同意の課題と展望～あなたが認知症になったら手術の同意は誰がしますか～」)を企画し(但し、今回のシンポジウムについては、日司連は後援という形となった)開催した。

日司連及び司法書士中央研修所の実務担当者と協議会を開催し、来年度からは司法書士中央新人研修会においてリーガルの受講票を配布してもらえることになった。また、日司連の研修ライブラリーについては、司法書士会との共催研修会は載せることが可能との結論をみた。また、日司連主催の研修会へ講師を派遣し、相互協力を行うことが確認された。

2. 入会促進と名簿登載促進

当法人は、事業目的である専門職後見人養成に基づき、これまで会員の入会促進を図ってきたが会員、役員はもとより日司連、各司法書士会等関係各位のご理解ご協力もいただき、今年度、当面の目標であった5,000名が達成された。

また、ここ数年の会員数増加の推移から今後も着実に増加する見込みとなった。引き続き、新人司法書士に対する成年後見制度への理解と当法人入会が後見業務を行う上での必要条件である、との認識を深めていただく努力を継続していく。

さらに、制度利用者の増加に伴い、専門職後見人の需要も増加している現状から、後見人候補者等名簿登載者の増加を図ってきたが今年度は、3,306名に留まった。今後は「入会即名簿登載」となるような研修体制にすることも含めて、名簿登載者5,000名を当面の目標にしていかなければならないと考える。

3. 執務管理支援

(1) 法定後見を中心とする業務報告書の提出頻度・提出時期の変更実施及び報告書の記載内容の整備

平成21年7月から、法定後見に関する業務報告書の提出頻度を、原則として「6か月に一度」に変更し、これに伴う業務報告に関する受付管理簿や報告書の記載事項等の整備を行い、支部に提供した。

また、業務等遂行報告書の提出に関し、1月～6月分までの遂行報告書については7月中に提出し、7月～12月分までの遂行報告書については翌年1月中に提出することを会員に促すよう、支部に要請した。

そして、報告書の記載内容等の整備に関し、従来の会員支援を目的とした「支部への相談事項や支援要請事項」に関する記載欄がこれまであまり活用されていなかったため、報告書と切り離し、新たに、会員が本部に直接相談または支援を要請することができる「業務相談支援・相談依頼書」を作成し、フローチャートと共に支部に提供した。

(2)「新執務管理支援システム」の移行支部の拡大

会員の継続受託件数の増加により、数年前から本部執務管理委員会による業務報告書の精査に大幅な遅れが生じてきており、現実には、会員が適時に適切な支援または指導を受けることが困難な状況が生じつつあった。

そのような現状を考慮し、会員から提出された業務報告書の実質的な精査は、各会員にとって近い場所すなわち会員の顔が見える支部（の執務管理支援委員会等）で行ったほうがより効果的・効率的であり、また、業務報告書の実質的な精査を支部が主体的に行うことが、会員の孤立化を防ぐことになり、それが被後見人等の権利擁護及び福祉の増進に資することになることから、平成21年度から平成22年度の2年間で、原則として全ての支部が、下記に記す「新執務管理支援システム」に移行することとした。

【「新執務管理支援システム」の概要】

業務報告書の審査を含む所属会員の執務管理支援は、原則として支部において行う。

支部は、会員執務管理支援上検討を要する点につき随時本部の指導支援を受ける。

本部は、支部における業務報告書の審査を含む会員執務管理支援状況について、適宜支部を訪問して指導支援を行う。

(3)「新執務管理支援システム」への完全移行のための準備

平成20年度までは、本部において執務管理委員会を開催し、すでに「新執務管理支援システム」に移行済みの支部である8支部（秋田・群馬・なごの・大阪・岡山県・福岡・熊本及び東京支部）を除く、42支部の報告書につき精査を行っていた。

平成21年度においては、全支部の「新執務管理支援システム」への移行が円滑に行われるように、本部での執務管理委員会の開催を一部減少し、各ブロックにおいて「ブロック別執務管理委員会」を開催することとした。この委員会には、「新執務管理支援システム」未移行支部の執務管理担当役員の方々にも積極的にオブザーバーとして出席していただき、各支部においてスムーズに「新執務管理支援システム」への移行ができるよう、支部における執務管理支援の体制作りを支援した。

また、ブロック会議においても「支部で行う業務報告書の精査・執務管理支援」に関するマニュアルを作成し、業務報告書・受付管理簿や後見事務等報告書調査簿等の資料を各支部に提供した。

以上の結果、平成21年度は、新たに38支部が「新執務管理支援システム」に移行し、下表のとおり、平成22年3月31日現在の「新執務管理支援システム」移行支部は46支部となった。

札幌		函館		旭川		釧路		宮城	
ふくしま		山形		岩手		秋田		青森	

東京		神奈川県		埼玉		千葉県		茨城	
とちぎ		群馬		静岡		山梨		なごの	
新潟県		愛知		三重		岐阜県		福井県	
石川県		富山県		大阪		京都		兵庫	
奈良		滋賀		和歌山		広島		山口	
岡山県		鳥取		しまね		香川県		徳島	
高知		えひめ		福岡		佐賀		長崎	
大分		熊本		鹿児島		宮崎県		沖縄	

平成20年度までに「新執務管理支援システム」移行済みの支部

平成21年度中に「新執務管理支援システム」に移行した支部

(4) 「新執務管理支援システム」への移行が既に行われている支部に対する執務管理事務の実施状況等の調査

平成20年度までに「新執務管理支援システム」への移行が行われている熊本・秋田・大阪の3支部に対し、平成19年度に続き業務報告書受付管理簿による報告書提出状況や定率会費の納付状況等を、適切に管理できているか否か、実施状況を調査した。

(5) 後見事務の遂行に関して支部等から寄せられる相談への対応

業務相談委員会の活動

後見事務の遂行に関して支部等から寄せられる相談への対応は、主に業務相談委員会が担当した。具体的には、会員に対する執務管理支援の一環として、第11回通常総会で承認された事業計画に基づき、下記活動方針に基づいて事業を執行した。

(ア) 後見業務の遂行に関して支部等から寄せられる相談への対応

(イ) 相談事例及び苦情事例の集積並びにその情報の会員に対する提供

(ウ) 成年後見に関する問題事例集の作成・発刊

なお、業務相談委員会が開催した会議は以下のとおりであった。

() 平成21年4月16日(木)午後1時から4時30分

第4回後見事務に関する問題事例作成合同会議

() 平成21年6月12日(金)午後1時から4時30分

第5回後見事務に関する問題事例作成合同会議

() 平成21年9月8日(火)午後1時から5時

第6回後見事務に関する問題事例作成合同会議

() 平成21年10月20日(火)午後1時から5時

第7回後見事務に関する問題事例作成合同会議

() 平成21年11月26日(木)午後1時から5時

第8回後見事務に関する問題事例作成合同会議

() 平成21年12月21日(月)午後1時から5時

第9回後見事務に関する問題事例作成合同会議

() 平成22年1月8日(金)午後1時から6時

第10回後見事務に関する問題事例作成合同会議

主な活動内容～後見事務に関する問題事例集の作成・発刊～

当法人の設立以来すでに9年が経過していることから、各支部等においては成年後見に関する困難事例、問題事例、苦情案件、あるいは「ヒヤリ」「ハッと」事例等が少なからず発生している。会員が現実に取り扱いに苦慮したり、あるいは苦情の申出を受けたりする案件の中には、相当な困難事例・問題事例もあれば、単に会員の説明不足や依頼者等の誤解に基づく苦情といった程度のもの、さらには何の落ち度もない会員が親族間のトラブル

に巻き込まれてしまっただけというものもある。しかし、いずれにせよ、我々司法書士が過去に現実的苦情を受けたり、トラブルに書き込まれたりした案件、あるいは、トラブルにはならなかったものの、一歩間違えばトラブルになったかもしれないという「ヒヤリ」「ハッと」事案を集約・整理し、成年後見業務を行う際に随時参照することができるようにしておけば、成年後見業務の生きた参考書として大いに役立つのではないと思われる。そのような観点から、今年度は、司法書士が成年後見業務を行うに当たって特に注意又は留意すべき事項を事例形式でまとめて解説を付した「後見事務に関する問題事例集」を日司連と共同で作成する作業を行った。具体的には、標記事例集の作成へ向けての日司連との合同会議への参加（計7回）が主たる活動であった。

この合同会議の成果である問題事例集は、平成21年度末までに完成し、平成22年度初めに発刊された。この問題事例集は、今後、各支部等で行われる倫理分野の研修の教材として利用することを想定しており、会員が事例を通して成年後見業務の難しさ・奥の深さ、成年後見業務の本質を実感できるようなものとして作成したので、積極的に活用していただきたい。

4. 業務審査委員会

本委員会の設置の目的に従い、会員の後見人候補者及び後見監督人候補者名簿への登載の是非の審査を中心として、成年後見実務上の問題に関する検討及び会員へのアドバイス等を随時協議した。なお、本委員会については、定期的に会議を開催した。

5. 紛議調査委員会

関係者から苦情等の申し出があった案件について、理事長の指示を受け、事実関係の調査、資料収集及び関係者に対する事情聴取を行い、その結果を理事会へ報告した。

6. 支部本部間の情報交換の充実と支部活動支援

(1) ブロック会議

全国支部の活性化を目指し、支部運営等について各支部ごとの取り組みについて情報交換するとともに各支部が抱える共通の課題について意見交換するためブロック会議を開催した。本年度は特に本部より「新執務管理支援システム」への移行に関する説明を行うなど、会員執務管理支援について重点的に意見交換を行った。

ブロック会議の詳細については、事業報告別紙(12)「平成21年度ブロック会議開催状況」のとおりである。

(2) 支部本部連絡会議

ブロックごとに本部と支部とが当面する課題等につき意見・情報を交換することで問題点や情報の共有化を図るため開催した。本年度は、公益認定に向けた新方式による予算策定に関する説明を行った。また会員の問題事案に関連し業務報告書の提出率100%を目指した取り組みと倫理研修の開催についてなどを意見後見を行った。

支部本部連絡会議の詳細については、事業報告別紙(13)「平成21年度支部本部連絡会議開催状況」のとおりである。

(3) 支部への情報発信

会員向け毎月定期発行しているEメールによる「会員通信」は、臨時増刊号も含め今年度は計14回発行した(VOL.110~VOL.123)。その内容は、当法人ウェブサイト(<http://www.legal-support.or.jp/>)をご参照願いたい。

また、日司連発行の「月報司法書士」等には継続して投稿を行い、当法人の活動や各種情報の伝達、入会の促進を行った。詳細は、以下のとおり。

《月報司法書士》への投稿

平成21年4月号 「広報部の取り組みについて」

広報担当常任理事 木村 一美

- 平成21年5月号 「高齢者虐待防止法改正提言」
常任理事 西川 浩之
- 平成21年6月号 「2010年成年後見法世界会議に向けて 大韓民國関係機関との事前協議に参加して」
副理事長 望月 真由美
- 平成21年7月号 「成年後見業務におけるリーガルサポートの役割と司法書士会との連携」
前常任理事・大阪支部支部長 馬場 雅貴
- 平成21年8月号 「後見人に求められる『心・技・体』」
理事長 芳賀 裕
- 平成21年9月号 「『成年後見関係事件の概況』を読む」
理事 大塚 昭男
- 平成21年10月号 「NHK ハート・フォーラム あなたの財産と暮らしを守る～成年後見制度～神戸市東灘区民センター 大ホールで開催」
常任理事 迫田 博幸
- 平成21年11月号 「『新執務管理支援システム』への移行」
常任理事 西川 浩之
- 平成21年12月号 「10周年記念事業と制度改善検討」
専務理事 矢頭 範之
- 平成22年1月号 「リーガルサポート設立11年目の出発」
理事長 芳賀 裕
- 平成22年2月号 「公益信託 成年後見助成基金の事業展開と今後の課題」
総務担当常任理事 杉山 春雄
- 平成22年3月号 「司法書士と高齢者虐待防止法について」
高齢者・障害者等虐待防止委員会委員長 吉塚 正治

(4) 支部への助成

平成21年度は東京支部に対し相当額を助成した。

法人後見・法人監督事業

1. 法人後見、法人後見監督への対応

平成21年度においては、当法人が積み上げてきた経験と信頼をもとに、法人後見事案を受託すると共に、より円滑で信頼される法人後見体制の検証を行った。

当法人の後見受任体制は実際に執務を行う会員が事務担当者となり、支部委員会が事務担当者を支援、指導、監督する一方、本部委員会は支部委員会を支援、指導、監督することにより、各担当部署が自己の役割の自覚を持ち、責任ある後見執務を行うしくみとなっている。

平成21年度における法人後見受託件数は、新規受託件数が55件、終了件数が11件、平成21年度末日現在での継続受託件数は、法定後見人等56件、法定後見監督人及び任意後見監督人55件、任意後見契約63件（なお、これに付随する契約として見守り契約と任意代理契約がある。また、任意後見契約のうち任意後見監督人が選任され発効している契約は2件のみである。）任意代理契約に基づく監督人269件となった。

法定後見案件については、個人会員が後見人に就任した場合に、被後見人や親族等関係者から後見人自身やその親族他関係者への精神的肉体的暴力・他害行為等が行われる可能性が特に高いとされるいわゆる「困難・暴力事案等」について受任した。任意後見案件については、法人による継続且つ安定した執務が要請される場合に限定して受託している。また、当法人に対する信頼と実績への期待を受けて、成年後見監督人をはじめとする後見監督事件の

受任数が増加した。

組織体制の整備としては、ハード面では、事務担当者と支部委員会そして本部委員会の情報伝達が円滑に行われるための連携体制を検証し、ソフト面では、そのための運用マニュアル（後見監督版）の新規策定作業を行った。

2．法人後見システムの確立

(1) 重要事項等の意思決定事項の一部支部委譲

全国で5支部（パイロット支部）を対象とした本部意思決定事項の一部支部委譲の試行期間が2年目を経過し、最終的な検証とガイドラインの検討作業を行った。

(2) 「後見監督マニュアル」の作成

「後見監督マニュアル（法人後見用）」を作成し、各支部に配布した。

(3) 危機管理体制の強化

事務担当者を含む法人後見受託関係者からの問い合わせ等に対し、迅速正確な対応をするため、事務局と事務担当者、担当本部委員との連絡システムを確認した。

(4) 本部委員間の意思疎通の強化

メール会議、本部会議における事例検討において、各委員の意見を抽出し、早期に結論を出すように努力した。

3．法人後見における本部・支部間の意思の疎通の強化

(1) 本部・支部間の合同会議の開催

個別案件についての合同会議は今期は行われなかった。今後は、一定の支部に対して体制の検証を含めた合同会議を行う事を検討していく。

(2) 迅速な対応

支部からの問合せや指導においては、担当委員の迅速な対応を目指し実践した。

法人後見受託事件件数（審判書及び委任状発行件数による）（設立～H22.3.31）

種 別		受託事件件数	終了件数	継続件数
法定後見	成年後見人	65	20	45
	保佐人	15	4	11
	補助人	1	1	0
	任意後見監督人	58	33	25
	成年後見監督人	91	61	30
	保佐監督人	1	1	0
	補助監督人	0	0	0
	審判前の保全管理人	3	3	0
	特別代理人	0	0	0
任意後見等	任意代理(財産管理)契約	77	16	61
	任意後見契約	79	16	63
	任意代理契約〔監督者〕	280	11	269

成年後見普及啓発事業

1. 成年後見制度調査研究事業

(1) 制度改善検討委員会による調査研究

当委員会を本年度は4回開催し、次の点を検討・協議した。当初予定していなかった財団法人民事法務協会主催「成年後見制度研究会」におけるヒアリングに向けた検討や意見書の作成もあって、成年後見制度のあり方（グランドデザイン）についての検討が十分には行えなかった。

10周年記念事業シンポジウムのパネルディスカッションの内容及び登壇者等の検討を行った。パネラーの一人として、当委員会の岩井英典委員長が登壇した。パネルディスカッションの内容（テーマ）は以下のとおりである。

ア 経済的弱者の利用支援

イ 任意後見制度の今後のあり方

ウ 第三者後見人の確保、親族後見人・市民後見人の監督機関について

「成年後見制度研究会」で行われたヒアリングの内容、提出資料等の検討及び作成を行った。なお、「成年後見制度研究会」には、芳賀理事長が委員として出席している。

また、同研究会でヒアリングを行った各団体のヒアリング内容や提出された資料等の分析を行った。

「成年後見制度研究会」へ最終意見書を提出するために、当法人や日本弁護士連合会、日本成年後見法学会が行った法定後見制度・任意後見制度の改善提言について、精査・分析を行い、意見書を作成した。

(2) 「医療行為の同意」シンポジウムの開催等

医療行為の同意検討委員会の中間報告をもとに、平成22年2月21日（日）、日司連ホールにて、「第三者による医療同意の課題と展望～あなたが認知症になったら手術の同意は誰がしますか～」と題するシンポジウムを下記要領により開催した。

第1部 リーガルサポート「医療行為の同意についての中間報告」発表

中野篤子氏（司法書士・リーガルサポート医療行為の同意検討委員会副委員長）

第2部 パネルディスカッション

パネリスト

稲葉一人氏（中京大学法科大学院教授）

小賀野晶一氏（千葉大学院専門法務研究科教授）

箕岡真子氏（東京大学大学院医学系研究科医療倫理学分野客員研究員

・箕岡医院内科医師）

岩井英典（司法書士・リーガルサポート医療行為の同意検討委員会委員）

進行

名倉勇一郎（司法書士・リーガルサポート医療行為の同意検討委員会委員長）

医療現場において、インフルエンザの予防接種から各種検査、手術や延命治療の要否まで、個別の医療行為について同意を求められることが多くなったが、身寄りがない者や親族等の協力を得られない者の場合、こうした同意を得られないために必要な医療を受けられないケースが出てきた。

このシンポジウムは、「医療行為について同意する者がいないために適正な医療を受けられない人たちがいる現状を何とかしたい」そんな願いを込めて開催した。後見実務の専門家、民法の専門家、医療の第一線で活躍する医師、生命倫理の専門家というそれぞれ異なる視点をもつ専門家を招いてのパネルディスカッションでは、それぞれの立場から、医療や後見実務の現場での取り組みや、法律を制定して解決を図ることの必要性、制定されるべき法律の内容などについて、熱い議論が交わされた。

会場には司法書士のみならず、行政や福祉の関係者などが多数の参加者で埋め尽くされ、医療同意の問題に対する関心の高さを伺わせた。

2. 設立10周年記念事業

平成21年12月18日(金) 明治記念館にて、日本司法書士会連合会との共催により新成年後見制度制定・当法人設立10周年を記念し、「成年後見制度の課題と展望～誰もが利用しやすい制度をめざして～」と題するシンポジウムを開催した。本シンポジウムでは、下有識者により成年後見制度のあり方と「経済的弱者の利用支援」「任意後見制度の今後のあり方」「第三者後見人の確保、親族後見人・市民後見人の監督機関について」など今後の展望や制度の課題などについて議論がなされた。

シンポジウムに引き続き開催された式典には、千葉景子法務大臣や福島みずほ内閣府特命担当大臣をはじめ多くのご来賓のご臨席を賜り、当法人のこれまでの活動を振り返るとともに成年後見制度の一層の普及に向け当法人が果たすべき重要な役割を確認する機会となった。

シンポジウム

参加者数約170名

基調講演

利谷信義氏(東京大学名誉教授)

パネルディスカッション

進行

新井 誠氏(筑波大学法科大学院院長)

パネリスト

細川瑞子氏(全日本手をつなぐ育成会中央相談室長)

村江 昇氏(大阪市成年後見支援センター所長)

岩井英典氏(司法書士・リーガルサポート制度改善検討委員会委員長)

3. 全国一斉無料成年後見相談会

本年度も全国一斉無料成年後見相談会を本年度も日司連と共催し、各支部の実情に併せて開催した。今年度の相談会では、当法人各支部と各司法書士会に加え、地元市区町村や社会福祉士会、社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携し開催した支部や、開催期間を数日設け開催会場を駅周辺の公共施設等にするなど、相談者にとって利用しやすい工夫をした支部において相談件数の伸びが顕著であった。

(詳細は事業報告別紙(10)「平成21年度全国一斉無料成年後見相談会報告書」参照)

4. 支部メニュー事業(親族向け成年後見人養成講座、遺言と成年後見制度に関する説明会、成年後見制度の普及にかかる支部・ブロック独自の事業)の開催

支部メニュー事業として「親族向け成年後見人養成講座」を、13支部が、「遺言と成年後見制度に関する説明会」を、20支部が、「成年後見制度の普及にかかる支部独自の事業」を11支部が実施した。詳細は、事業報告別紙(14)(15)(16)を参照していただきたい。

前年度とだいたい同じ支部が取り組んでおり、取組み支部もほとんど増加せず、取り組む支部が固定化しつつある。この状況を克服するためにはどうしたらいいのか、前年度実施したアンケート調査の結果も考慮しながら検討し、来年度からは、3つの事業を一本化して、支部への助成金をある程度まとめたものにして交付するという提案を行うこと、この事業への申込手続のスケジュールの確立と事業内容をわかりやすくすること、「親族向け成年後見人養成講座」については、養成講座テキストの使用状況と養成講座の実態を把握するために、簡単なアンケート調査を実施することになった。

以上の方向で今年の1月早々に、支部に対して、来年度の支部メニュー事業開催予定の有無を確認するとともに、アンケート調査を実施した(アンケート調査の結果については、LSホームページ(会員ページ)を参照していただきたい)。その結果、例年の約1.4倍に当

たる34支部からの開催予定の回答があった。上記の方向性についての賛同が得られたものとする。

また、今までは、支部メニュー事業を申し込んできた支部に助成金を支給するという金銭的支援をやってきたわけであるが、今後は、これに加えて、成年後見制度の普及のために、各支部が事業を行いやすいようにサポートしていく体制を整えていく必要がある。例えば、各支部がどのような事業を行っているかを集約し、それらの情報やノウハウを各支部に還元できるようなシステム作りが大切である。

5. 成年後見制度普及促進事業

(1) 日本成年後見法学会の活動支援

当法人は、日本成年後見法学会に対して、継続して役員や委員を派遣するなどの支援を行った。具体的には下記のNHKハート・フォーラムの開催の講演のほか、平成22年2月にドイツで開催された2010年成年後見法世界会議の打合せに参加し、本年10月開催予定の成年後見法世界会議に向けた準備を行い、関係者との交流に努めた。

(2) 成年後見制度普及フォーラム開催の後援

日本成年後見法学会とNHK厚生文化事業団が主催し、当法人が後援をする成年後見制度普及のための事業として平成21年8月1日(土)兵庫県神戸市東灘区の区民センター「うはらホール」において、NHKハート・フォーラム「あなたの財産と暮らしを守る」～成年後見制度～の開催を後援した。

第一部 成年後見制度ってなに？

新井 誠氏(筑波大学法科大学院院長、日本成年後見法学会理事長)

前田春菜氏(NHK神戸放送局キャスター)

第二部 こんなときに使えます実践! 成年後見制度

パネリスト

種谷有希子氏(弁護士・兵庫県弁護士会)

福田和臣氏(社会福祉士・兵庫県社会福祉士会)

美藤早苗氏(精神保健福祉士・兵庫県精神保健福祉士協会)

塩見栄介氏(司法書士・成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部)

同時上演 とあるばあちゃんの成年後見物語

劇団 グループ夢うさぎ

第一部では、認知症の人や知的障害、精神障害があるなど判断能力が不十分な人が不利益を被らないように援助する仕組みを、劇団グループ夢うさぎ公演の「とあるばあちゃんの成年後見物語」や日本成年後見法学会の新井誠理事長とNHK神戸放送局キャスター前田春菜さんとのQ&Aでパワーポイントを使い、楽しくわかりやすく伝えてもらった。

第二部では、兵庫県内で連携して「高齢者・障害者権利擁護なんでも110番」として権利擁護相談を受けている弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会からパネリストが登壇し、具体的な事例を取り上げ、疑問に答える実践的シンポジウムが行われた。当日は集中豪雨などで一時的に警報が出るなど、不安定な天候にかかわらず46名の参加者があり熱心に耳を傾けていただいた。

(3) 研修会等への講師派遣

社会福祉士会、税理士会等の各種団体や国自治体等からの研修講師等の派遣要請もあり、本部役員若しくは各支部に対して講師の派遣を要請した。

これらの派遣にあたっては、当該団体の特性を考慮し、地域からの要請には地域で、地域をまたいだ、あるいは全国的な団体の要請には本部で応えるというスタンスで対応した。

6. 地域連携促進事業

(1) 高齢者虐待防止等に関する地域連携の促進並びに関係機関及び関係団体との交流・ネッ

トワークづくりの推進

高齢者・障害者の権利擁護を目的として活動する当法人にとって、高齢者・障害者等虐待の防止の活動は重大な課題との認識のもと、そのためには、当法人の会員には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を十分に理解し、市町村や地域包括支援センターと共に高齢者虐待防止の活動をすることが期待されていると考え、平成20年度に、各支部における地域包括支援センターとの連携等の高齢者虐待対応の現状について広く調査を行い、そして、21年度は、その調査で得た情報等の整理及び検討を行った。そしてその成果を「司法書士・リーガルサポートと地域包括支援センター・高齢者虐待防止に関する提言書(案)」としてとりまとめ、今後の各支部の具体的活動を行うに有益な情報として各支部に提供した。

7. インターネットホームページのリニューアル

インターネットホームページの全面的なリニューアル作業を行った。一般公開部分では内容を整理し、親しみやすく見やすいようにイラストを多用したデザインとし、制度説明の文章に関してもできるだけ平易な文言に改めた。リニューアル当初より、当ホームページの掲載情報について高い評価をうけ、多数の行政機関や各種団体等から情報提供の要請があり広く市民に対し情報発信を行うことができた。また、各支部においても市民に対し、当本部ホームページを通じて直接情報発信できる仕組みも設けた。さらに、市民が安心して利用できるように会員検索の機能も付加した。

会員専用部分では、会員ごとのマイページを設け、研修情報の検索やライブラリーや会員通信の閲覧ができる機能を付加するなどした。

8. 「実践成年後見」誌の企画等

法律雑誌「実践成年後見」は、成年後見やその周辺に関する情報をタイムリーに提供する総合実務書として、平成12年12月26日には第1号が発刊されて以降、現在まで第33号が発刊されている。その間、法律関係者、福祉関係者、行政のみならず、家庭裁判所においても必読書となっており、成年後見制度の充実・発展に寄与しているとの評価を受けている。

今年度においても、学者、司法書士、弁護士、社会福祉士からなる編集委員会へ編集委員を派遣して企画を上程し、企画・編集事業を行った。また、各ブロックに企画委員が選任されているが、現在、ブロック(地域)の事例を多数集約する目的のブロック企画委員会がうまく機能していない状況なので、今年度は、ブロック(地域)の事例を多数集約するため、支部内各地域での小規模な「権利擁護事例研究会」立ち上げのためのマニュアル書を作成・配布・指導し、各ブロック企画委員会会議へ比重を移行していく受け皿を醸成していく予定であったが、地域によってはすでに「権利擁護事例研究会」が立ち上がっており、その検証をしたうえでマニュアル書の作成をするため、「権利擁護事例研究会」についてのアンケート調査を行った。

事業	「実践成年後見」第30～第33号を企画発行した。 「権利擁護事例研究会」立ち上げのためのアンケート調査をした。
組織・会議	各ブロック企画委員会を年1回開催した。全体企画委員会を年4回開催した。編集委員会への企画委員派遣を年4回実施した。

9. 書籍出版事業

前年度までの「後見六法編纂委員会」を「出版委員会」に改組し次の事業を行った。

- (1) 「成年後見教室」(日本加除出版)の発刊
- (2) 「後見六法(2010年版)」(民事法研究会)の改訂作業
- (3) 「もっと成年後見制度を利用しましょう」(社会保険出版社)の監修
- (4) 小冊子の増刷等

下記のとおり、小冊子の増刷を行い、各支部へ配布した。(詳細は事業報告別紙〔11〕「小冊子配付数」参照)

「いつも、あなたのそばに。」	25,000部
「成年後見物語」	7,000部
「成年後見物語パート」	11,000部

10. 公益信託成年後見助成基金の受付事務

当法人が委託者となって設定した「公益信託成年後見助成基金」(三菱UFJ信託銀行が受託運営)の募集、申請受付事務を行った。

公益認定対応事業等

1. 公益認定を確実にするための具体的準備

公益社団法人に移行するための本部支部を通じた組織・財政全体の検討を行った。特に、会員、支部、ブロック等への説明を通じて法人全体のコンセンサスを醸成できるように、定款等の改正についての情報提供や意見照会、支部会計の基盤整備を行った。

また、平成22年度の通常総会において、公益社団法人を前提とした定款・諸規則の変更案が承認された場合の公益法人への移行認定申請およびその後の運営について、障害となると考えられる問題点を洗い出し、内閣府等に事前の相談を行った。

2. 新・新公益法人会計基準への移行

(1) 新・新公益法人会計に基づく本部支部の統一的会計処理体制の確立

新しい会計基準に沿った勘定科目の検討

新しい平成20年公益法人会計基準に適用すべく、各公益目的事業や法人会計ごとに使用する勘定科目の検討を重ね、それらを確定した。

会計ソフト「PCA 公益法人会計 V.10forSaaS」の導入

公益認定基準の1つである「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」(認定法5条2号)を確立するため、会計ソフト「PCA 公益法人会計 V.10forSaaS」を導入した。

PCA会計ソフトのインストール及びブロックごとの導入説明会の開催

本部及び42支部にPCA会計ソフトのインストールを行い、昨年11月から12月にかけて全国8ブロックにて会計事務担当者を集めた説明会を開催し、そこで新しい会計基準やPCA会計ソフトの操作方法を習得してもらった。

支部に対する予算作成方法の周知及びその提出要請

支部において新しい会計基準に沿った収支予算書を作成してもらうため、「平成22年度支部予算作成の手引き」を作成し、昨年末に全支部へ送付した。1月から2月にかけて開催された支部本部連絡会議において詳細を説明し、2月末までに本部へ予算書を提出するよう指示した。

法人全体の収支予算書の完成

支部から提出された予算書を本部のそれと統合し、法人全体としての平成22年度収支予算書を作成した。

22年度以降の会計処理に関する方法の支部への周知

平成22年4月以降からは新しい会計基準に基づいた会計処理を行うことになっているため、その処理方法につき「平成22年度初期支部会計処理の手引き」を作成し、支部に対して周知した。

その他

会計処理規定の改正の検討。支部からの会計に関する質問に回答し、処理方法の是正を求めた。各種公益法人会計に関するセミナー等に参加した。

(2) 公益認定基準に基づく財務体制の整備

公益認定基準における財務要件の整備

公益認定基準における3つの財務要件である収支相償原則、公益目的事業比率、遊休財産制限に適合させるべく、各事業ごとに徹底した検討を行った。

配賦基準及びその比率の決定

事業費及び管理費のどちらにも関連する共通費用の配賦に関し、当法人が使用する事業及び科目ごとの配賦基準やその比率を検討し決定した。

3. 会員管理と事務局体制の充実

(1) 事務局の運営及び事務局体制の充実

平成21年4月1日現在における当法人の会員数は司法書士正会員4,678名、司法書士法人会員24法人であったが、平成22年4月1日現在における当法人の会員数は司法書士正会員5,101名、司法書士法人会員30法人と会員も増加し、さらに、成年後見制度普及啓発事業を中心として事業規模が拡大している。このため事務量が增大しているが、事務コストもそれに比例した増加とならないよう、複合機の導入・維持コストを見直すなどコスト削減を図り、事務局体制の充実・整備・効率化に努めた。

(2) 本部支部間の連絡体制の強化

支部本部連絡会議やブロック会議の開催により、本部と支部における現状と課題、会員の問題事案への対応、公益認定に向けた準備、会員執務をめぐる状況等について認識を共通にし、本部と支部あるいはブロックとの連携、連絡体制の強化に努めた。

(3) 正会員の募集及び会員の名簿登載の推進

わが国最大の専門職後見人供給組織として、当法人が利用者たる国民の期待に応えられるよう、日司連を通じて各司法書士会に対し、成年後見制度への取り組み強化と当法人への入会促進を要請した結果、正会員数が611名(法人正会員を含む)増加し、後見人等候補者名簿登載者も延べ3,306名(法人正会員を含む)となった。

(4) 賛助会員及び寄付金の募集

当法人の事業に賛同して財政面を支援する賛助会員及び財政基盤強化のための寄付金募集を呼びかけたが、潜在的な利益相反の問題や最近の経済情勢の影響もあり、十分な成果をあげられなかった。なお、賛助会員の退会要件については、定款変更案の作成過程において見直しを行った。

(5) 定款、諸規則・諸規程の整備

公益社団法人への移行のための定款変更案を作成した。また、公益法人制度で要求される内部統制に沿う役員報酬規則、役員選任規則等の規則の一部改正案をとりまとめ、関連する諸規程・基準等の総点検を行った。

(6) 各種名簿の管理

理事会及び業務審査委員会の開催に伴い、会員名簿・後見人等候補者名簿その他当法人が備える名簿を管理し、後見人等候補者名簿の登載者に対し、登載証明書の発行事務等を行った。

(7) 包括補償保険制度の検討

現行包括補償保険制度の見直しを中心に、後見事務の遂行中に後見人等自身が受傷等した場合の損害保険、任意後見受任者の死亡による再契約をカバーする保険商品の開発の可否等を保険会社と協議した結果、法人後見事務の遂行中に後見人等自身が受傷等した場合の損害保険の導入を決定した。なお、一定の結論が出ていない問題については、引き続き検討することとなった。

4. 個人情報保護システムの整備

個人情報の保護に関する具体的手順である「個人情報保護運用マニュアル」の確実な実施

のため、職員・役員らに対し、個人情報保護に関する研修を実施する予定であったが、日程的な問題で次年度以降に繰り越しとなった。